

熊本県公報

第 1 1 6 7 6 号
平成 20 年 4 月 2 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 定数漁業の許可及び起業認可に係る告示……………(水産振興課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定……………(障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関の指定……………(") 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る予定……………(森林保全課) 2
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 3
- 精神保健福祉法に基づく応急入院指定病院の指定……………(障害者支援総室) 3
- 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定……………(") 3
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正……………(私学文書課) 5
- 貸取渡船場設置告示の廃止……………(漁港漁場整備課) 5
- 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定……………(高齢者支援総室) 5
- "……………(") 5
- 指定居宅サービス事業所等の指定……………(") 5
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………(商工政策課) 6
- "……………(") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(") 6
- "……………(") 7
- 保安林の指定施業要件の変更に係る予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……………(森林保全課) 7
- "……………(") 8
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料の額……………(情報企画課) 8
- 阿蘇都市計画下水道(阿蘇市)の変更……………(都市計画課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 9
- 県営土地改良事業計画の変更……………(") 10

登 載 依 頼

- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)に関する公聴会の開催……………(天草不知火海区漁業調整委員会) 10
- 天草不知火海区における第 12 次漁業権切替に関する漁場計画に関する公聴会の開催……………(") 11
- 平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨公表……………(選挙管理委員会) 22
- 御船警察署職員及び宇城警察署職員用住宅の賃貸人の募集……………(警察本部会計課) 22

正 誤

- 平成 20 年 3 月 24 日付け熊本県公報第 11672 号中……………(人事委員会) 23

告 示

熊本県告示第 297 号

熊本県漁業調整規則(昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2)第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海

げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業しお打瀬網漁業	天草海・天草有明海
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	天草海

- 2 申請期間
平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 9 日まで

熊本県告示第 298 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所天の附 天草市牛深町 3275 番 11 号	特定非営利活動法人ひと・ 学び支援センター熊本	平成 20 年 3 月 21 日

熊本県告示第 299 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
眼科	森近 千都	平成 20 年 3 月 19 日	くさむら眼科 阿蘇郡高森町高森 1589 番地 5

熊本県告示第 300 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
はなぞの調剤薬局	八代市花園町 5 番地 8	調剤	平成 20 年 2 月 27 日

熊本県告示第 301 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 公衆の保健
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊

本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 302 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	高森波野線	阿蘇市波野大字波野字篠原 2702 番 2 地先から 同市波野大字滝水字滝水久保 143 番 2 地先まで	30.0	24 条工事

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 2 日

熊本県告示第 303 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 第 1 項に基づき応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病 院 名	管理者名	所 在 地	指 定 期 間
熊本県立	こころの医療センター	花輪 昭太郎	下益城郡富合町平原 391	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
医療法人	菊陽病院	和田 冬樹	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 304 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 8 に基づき指定病院として、次のとおり指定する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病 院 名	管理者名	所 在 地	指 定 期 間
医療法人	城ヶ崎病院	緒方 明	玉名市伊倉北方 265	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	荒尾こころの郷病院	王丸 道夫	荒尾市荒尾 1992	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	有働病院	高木 元昭	荒尾市万田 475-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	山鹿回生病院	森山 茂	山鹿市古閑 1500-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	向陽台病院	横田 周三	鹿本郡植木町鑑田 1025	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	菊池有働病院	有働 信昭	菊池市深川 433	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	菊陽病院	和田 冬樹	菊池郡菊陽町原水 5587	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	阿蘇やまなみ病院	高森 薫生	阿蘇市一の宮町宮地 115-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	希望ヶ丘病院	松本 武士	上益城郡御船町豊秋 1540	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで

医療法人	益城病院	犬飼 邦明	上益城郡益城町惣領 1530	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	松田病院	中村 聡秀	宇城市松橋町豊崎 1962-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	あおば病院	高橋 泰三	宇城市松橋町萩尾 2037-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
特別医療法人	くまもと心療病院	荒木 邦生	宇土市松山町 1901	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	高田病院	荒木 順介	八代市豊原下町 4001	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	坂本病院	藤本 敏雄	八代市大村町 720-1	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	八代更生病院	宮本憲司朗	八代市古城町 1705	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	八代病院	沼田 陽市	八代市郡築一番町 179	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	水俣病院	浮池 正春	水俣市浜 4051	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	みずほ病院	佐藤 洋美	水俣市袋 705-14	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	光生病院	北島 茂	人吉市下原田町西門 1125-2	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	吉田病院	吉田 正毅	人吉市下城本町 1501	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	天草病院	宮川 民平	天草市佐伊津町金浜 5789	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	酒井病院	酒井 義雄	天草市本町下河内 964	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
財団法人	くまもと青明病院	宮川 洸平	熊本市渡鹿五丁目 1 番 37 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	小柳病院	小柳 邦夫	熊本市山ノ神二丁目 2 番 8 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	ニキ ハーティー ホスピタル	仁木 啓介	熊本市月出四丁目 6 番 100 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	森病院	森 健太	熊本市近見一丁目 3 番 36 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	ピネル記念病院	上妻 明彦	熊本市佐土原一丁目 8 番 33 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	明生病院	古賀 靖人	熊本市大窪二丁目 6 番 20 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	龍田病院	續 純一	熊本市黒髪六丁目 12 番 51 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	桜が丘病院	藤野 糺	熊本市池田三丁目 44 番 1 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	弓削病院	相澤 明憲	熊本市龍田町弓削 679-2	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
医療法人	城山病院	藤岡 俊宏	熊本市上代九丁目 2 番 20 号	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで

熊本県告示第 305 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県育休等代替臨時職員採用試験	第 1 次試験及び第 2 次試験の総合得点及び順位	合格発表の日から 1 月	人事課（熊本地域分）、大阪事務所（大阪地域分）	を
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	第 1 次試験及び第 2 次試験の総合得点及び順位	合格発表の日から 1 月	人事課（熊本地域分）、大阪事務所（大阪地域分）	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	第 1 次選考不合格者に対しては第 1 次選考の得点及び順位、第 2 次選考受験者に対しては順位	合格発表の日から 1 月	男女共同参画・パートナーシップ推進課	に

改める。

熊本県告示第 306 号

昭和 17 年 8 月 11 日熊本県告示第 609 号、昭和 20 年 3 月 1 日熊本県告示第 76 号及び昭和 21 年 1 月 10 日熊本県告示第 11 号（賃取渡船場設置）は、廃止する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 307 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により福祉用具専門相談員指定講習事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称及び事業所の所在地	指定年月日	指定の有効期間満了日
学校法人熊本 Y M C A 学園 熊本市帯山 2 丁目 1-11	平成 20 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日

熊本県告示第 308 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により福祉用具専門相談員指定講習事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称及び事業所の所在地	指定年月日	指定の有効期間満了日
株式会社シラサギ 八代市北の丸町 3 番 50 号	平成 20 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日

熊本県告示第 309 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所天の附 天草市牛深町 3275-11	特定非営利活動法人ひと・学び支援センター熊本	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 310 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所天の附 天草市牛深町 3275-11	特定非営利活動法人ひと・ 学び支援センター熊本	平成 20 年 4 月 1 日

公 告**熊本県公告第 230 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 11 月 2 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ熊本
熊本市東町三丁目 3 番 3 号
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 5 月 2 日まで

熊本県公告第 231 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 11 月 2 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により錦町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
球磨郡錦町西字打越 715 番 1 号ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 5 月 2 日まで

熊本県公告第 232 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド菊陽バイパス店
熊本市龍田町弓削 677 番地 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前 9 時
変更後 午前 7 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- 3 変更する年月日

- 平成 20 年 3 月 20 日
4 届出年月日
平成 20 年 3 月 19 日
5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 8 月 2 日まで

熊本県公告第 233 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス人吉瓦屋町店
人吉市瓦屋町字内白田 2404 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 11 月 19 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,330 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
60 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
28 台
 - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
5 台
 - (4) 荷さばき施設の面積
50 平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
11 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 45 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 20 年 3 月 19 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 8 月 2 日まで

熊本県公告第 234 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容をあさぎり町役場に掲示する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
金子 徹、田尻 淳一郎、田尻 和代、池松 逸郎、楢木 二男
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 20 年 3 月 14

日付け熊本県告示第 193 号による。

熊本県公告第 235 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容をあさぎり町役場に掲示する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
水元 三太郎、阿蘇村惣持、北川 直治、有瀬 貞六、恒松 清次郎、平野 平、平野 一雄、北川 芳平、守永 源郎、平野 平、岩森 梅藏、溝口 淳一、林田 アヤ子、林田 房子
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 20 年 3 月 14 日付け熊本県告示第 194 号による。

熊本県公告第 236 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

電子証明書発行手数料

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの期間の手数料

条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 500 円

ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- 1 市町村合併又は政令指定都市の設置があった場合における再発行
- 2 住居表示変更による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 12 条失効があった場合における再発行
- 3 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- 4 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第 12 条失効があった場合における再発行
- 5 越県合併の場合における再発行
- 6 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- 7 市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において
(1) 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
(2) 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
- 8 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- 9 その他、利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行
- 10 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間の手数料

条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 500 円

ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- 1 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
- 2 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- 3 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第 12 条失効があった場合における再発行
- 4 越県合併の場合における再発行
- 5 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- 6 市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において
(1) 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
(2) 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
- 7 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- 8 その他、利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行
- 9 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

熊本県公告第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規

定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
阿蘇都市計画下水道 阿蘇公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 238 号

鹿本郡植木町に事務所を置く植木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤井 修一	鹿本郡植木町大字一木 670 番地 12
理事	堀江 英雄	鹿本郡植木町大字宮原 100 番地
理事	古田 健二	鹿本郡植木町大字田底 755 番地
理事	田代 國昭	鹿本郡植木町大字田底 2255 番地
理事	田中 昭助	鹿本郡植木町大字正清 43 番地の 2
理事	原田 健次	鹿本郡植木町大字山本 704 番地
理事	清田 三弘	鹿本郡植木町大字清水 1428 番地の 3
理事	井村 憲二	鹿本郡植木町大字清水 2380 番地
理事	田中 博明	鹿本郡植木町大字内 241 番地
理事	藤川 章	鹿本郡植木町大字今藤 353 番地
理事	吉村 誠也	鹿本郡植木町大字亀甲 890 番地の 2
理事	岡本 正明	鹿本郡植木町大字有泉 742 番地の 1
理事	村田 光政	鹿本郡植木町大字大井 362 番地
理事	氏田 十一	鹿本郡植木町大字舟島 388 番地
理事	園木 薫	鹿本郡植木町大字小野 1290 番地
理事	上田 義春	鹿本郡植木町大字古閑 1210 番地の 1
理事	清田 正一	鹿本郡植木町大字石川 453 番地の 3
理事	宮田 誠也	鹿本郡植木町大字岩野 2119 番地
監事	前田 孝則	鹿本郡植木町大字田底 2263 番地
監事	米村 哲夫	鹿本郡植木町大字清水 3797 番地
監事	水上 雄二	鹿本郡植木町大字岩野 2356 番地
就任		
理事	藤井 修一	鹿本郡植木町大字一木 670 番地 12
理事	富田 範義	鹿本郡植木町大字宮原 19 番地
理事	宮部 弘	鹿本郡植木町大字田底 1428 番地
理事	田代 國昭	鹿本郡植木町大字田底 2255 番地
理事	田中 昭助	鹿本郡植木町大字正清 43 番地 2
理事	高木 實	鹿本郡植木町大字山本 415 番地
理事	小清水義幸	鹿本郡植木町大字清水 1532 番地 1
理事	井村 憲二	鹿本郡植木町大字清水 2380 番地
理事	東田 憲成	鹿本郡植木町大字内 209 番地
理事	中尾 則二	鹿本郡植木町大字亀甲 390 番地 3
理事	吉村 誠也	鹿本郡植木町大字亀甲 890 番地 2
理事	丸山 隆照	鹿本郡植木町大字有泉 756 番地 1
理事	太田喜久雄	鹿本郡植木町大字大井 366 番地
理事	氏田 十一	鹿本郡植木町大字舟島 388 番地

理事	堀 日出夫	鹿本郡植木町大字小野 1226 番地 2
理事	福嶋 德行	鹿本郡植木町大字古閑 27 番地 1
理事	池上 幸則	鹿本郡植木町大字石川 485 番地 3
理事	宮田 誠也	鹿本郡植木町大字岩野 2119 番地
監事	前田 孝則	鹿本郡植木町大字田底 2263 番地
監事	米村 哲夫	鹿本郡植木町大字清水 3797 番地
監事	廣岡 高美	鹿本郡植木町大字岩野 3157 番地

熊本県公告第 239 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営塩屋地区土地改良事業（農地保全施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類
変更後の県営塩屋地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 20 年 4 月 3 日から平成 20 年 5 月 1 日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

登載依頼**天草不知火海区漁業調整委員会告示第 1 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 2 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

- 開催日時 平成 20 年 4 月 24 日（木）午後 1 時 30 分から
- 開催場所 熊本県庁新館 8 階 803 会議室（熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号）
- 漁場計画の概要
別記のとおり
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前日までに当委員会事務局へ提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別記

漁場計画番号 天区第 128 号

1 免許の内容たるべき事項

- （1）漁業の種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 真珠養殖業
 - （2）漁業の時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - （3）漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
 - （4）漁場の区域 次にア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 23 号（上天草市大矢野町中江後北端）
- ア 基点 1 と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 80 度・290 メートルのところ
- イ 基点 1 と手取島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 64 度・350 メートルのところ
- ウ 基点 1 と手取島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 80 度・520 メートルのところ
- エ 基点 1 と手取島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 91 度・480 メートルのところ

- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

漁場計画番号 天区第129号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 上天草市松島町阿村地先
 - (4) 漁場の区域 次にア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点天第62号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線と交点(瀬島地先高洲))
 - ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度30分・585メートルのところ
 - イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・740メートルのところ
 - ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ338度・675メートルのところ
 - エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ320度・495メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町
 - 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第130号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 天草市河浦町崎津地先
 - (4) 漁場の区域 次にア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端)
 - ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ383度・650メートルのところ
 - イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ
 - ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ
 - エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ
- 2 地元地区 天草市河浦町
 - 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

天草不知火海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、天草不知火海区における第12次漁業権切替に関する漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所、漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成20年4月2日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

- 1 開催日時 平成20年4月24日(木)午後1時40分から
- 2 開催場所 熊本県庁新館8階803会議室(熊本市水前寺六丁目18番1号)
- 3 漁場計画の概要
別表のとおり
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局(県庁水産振興課内)及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催前日までに当委員会事務局へ提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別表 天草不知火海区における第12次漁業権切替に関する漁場計画概要
ア 定置漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天定第1号	定置漁業ぶり・あじ落網漁業	1月1日から12月31日	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天定第2号	定置漁業ぶり・あじ落網漁業	1月1日から12月31日	天草市天草町大江地先	天草市天草町大江

イ 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天区第501号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第502号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第503号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第504号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第505号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第506号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第507号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第508号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第509号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠南
天区第510号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠南
天区第511号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠南
天区第512号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦、須子及び赤崎
天区第513号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦、須子及び赤崎
天区第514号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第515号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第516号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第517号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津、天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第518号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第519号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第520号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第521号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第522号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第523号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第524号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第525号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市牛深町地先	天草市牛深町

天区第526号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第527号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第528号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第529号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第530号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第531号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第532号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第533号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第534号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第535号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第536号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第537号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第538号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第539号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第540号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第541号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第542号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町宮地地先	天草市新和町
天区第543号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町中田地先	天草市新和町
天区第544号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第545号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第546号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第547号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市下浦町地先	天草市(佐伊津町及び旭町を除く)
天区第548号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第549号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第550号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第551号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市栖本町古江地先	天草市栖本町
天区第552号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第553号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第554号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第555号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第556号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第557号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第558号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道

天区第559号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第560号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町高戸地先	上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)
天区第561号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市龍ヶ岳町樋島地先	上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)
天区第562号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第563号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第564号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第565号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第566号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第567号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第568号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第569号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第570号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第571号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第572号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第573号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第574号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第575号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
天区第591号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第592号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)

天区第593号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第594号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
天区第595号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
天区第651号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第652号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町阿村地先	上天草市松島町阿村
天区第653号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町及び天草市有明町楠浦
天区第654号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町及び天草市有明町楠浦
天区第655号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町
天区第656号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町坂瀬川地先	天草郡苓北町
天区第657号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町志岐地先	天草郡苓北町
天区第658号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町志岐地先	天草郡苓北町
天区第659号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第660号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第661号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市二浦町地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第662号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市魚貫町地先	天草市魚貫町
天区第663号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市魚貫町地先	天草市魚貫町
天区第664号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第665号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第666号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第667号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第668号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市下浦町地先	天草市(佐伊津町及び旭町を除く)
天区第669号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市栖本町古江地先	天草市栖本町
天区第670号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第671号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第672号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第673号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)
天区第674号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く)

天区第751号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町志岐地先	天草郡苓北町
天区第752号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町志岐地先	天草郡苓北町
天区第753号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津、天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第754号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津、天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第755号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津、天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第756号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市魚貴町地先	天草市魚貴町
天区第757号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市魚貴町地先	天草市魚貴町
天区第758号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第759号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第771号	第1種区画漁業あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町中
天区第772号	第1種区画漁業あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日	上天草市松島町阿村地先	上天草市松島町阿村
天区第781号	第1種区画漁業あわび・うに養殖業	1月1日から12月31日	天草市五和町二江地先	天草市五和町
天区第782号	第1種区画漁業あわび・うに養殖業	1月1日から12月31日	天草郡苓北町上津深江地先	天草郡苓北町
天区第801号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第802号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第803号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第804号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町湯島地先	上天草市大矢野町
天区第805号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第806号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第807号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市有明町須子地先	天草市有明町大浦、須子及び赤崎
天区第808号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第809号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第810号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第811号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第812号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第813号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第814号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第815号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第831号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町

天区第832号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第833号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第841号	第1種区画漁業こんぶ養殖業	12月1日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町大多尾
天区第851号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月10日から11月30日	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦
天区第852号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月10日から11月30日	天草市有明町須子地先	天草市有明町須子
天区第901号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第902号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第903号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
天区第904号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第905号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第906号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第907号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第908号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第909号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第910号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第911号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第912号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第913号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第914号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第915号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第916号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第917号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第918号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第919号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第920号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第921号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内

天区第947号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第948号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第949号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第950号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第951号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第952号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第953号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第954号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第955号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第956号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第957号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第958号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第959号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
火区第41号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡芦北町竹島地先	葦北郡芦北町
火区第42号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡芦北町女島地先	葦北郡芦北町
火区第43号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町福浦地先	葦北郡津奈木町
火区第44号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町福浜地先	葦北郡津奈木町
火区第45号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町沖の島地先	葦北郡津奈木町
火区第46号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町合串地先	葦北郡津奈木町
火区第47号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町合串地先	葦北郡津奈木町
火区第48号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町平国地先	葦北郡津奈木町
火区第49号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡津奈木町大泊地先	葦北郡津奈木町
火区第61号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	葦北郡芦北町大矢地先	葦北郡芦北町
火区第71号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町戸馳
火区第72号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町戸馳
火区第73号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村及び郡浦
火区第74号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村及び郡浦
火区第75号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村及び郡浦
火区第76号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村及び郡浦

火区第77号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第78号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
火区第79号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第80号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第81号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第82号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月15日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
火区第83号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から11月10日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第84号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見
火区第85号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見
火区第86号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見
火区第87号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見
火区第88号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見並びに氷川町鹿野、鹿島及び網道
火区第89号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代郡氷川町不知火干拓地先	氷川町鹿野、鹿島及び網道
火区第90号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代市鏡町野崎地先	八代市鏡町
火区第91号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代市鏡町北新地地先	八代市鏡町
火区第92号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代市昭和同仁町地先	八代市昭和同仁町、昭明明徴町及び昭和田進町
火区第93号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代市北平和町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭明明徴町、昭和田進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第94号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	八代市水島町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭明明徴町、昭和田進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第95号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	葦北郡芦北町計石地先	葦北郡芦北町
火区第96号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	葦北郡芦北町芦北地先	葦北郡芦北町
火区第97号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	葦北郡芦北町計石地先	葦北郡芦北町
火区第98号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日	葦北郡芦北町女島地先	葦北郡芦北町
火区第111号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町戸馳
火区第112号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町戸馳
火区第113号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村、郡浦、

火区第114号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町里浦、手場及び大口
火区第115号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市三角町大岳地先	宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
火区第116号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	宇城市不知火町松合地先	宇城市不知火町松合、永尾及び大見
火区第117号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	八代市鏡町地先	八代市鏡町
火区第118号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日	八代市新港町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第131号	第1種区画漁業あおのり浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日	八代市鼠蔵町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第132号	第1種区画漁業あおのり浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日	八代市高植本町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第133号	第1種区画漁業あおのり浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日	八代市水島町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第141号	第1種区画漁業あおのりひび建養殖業	9月1日から翌年3月31日	八代市葭牟田町地先	八代市(鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く)
火区第151号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	宇城市三角町三角浦地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第152号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	宇城市三角町三角浦地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第153号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日	宇城市三角町白瀬地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第161号	第1種区画漁業こんぶ・わかめ養殖業	1月1日から12月31日	水俣市西湯之見地先	水俣市
火区第162号	第1種区画漁業こんぶ・わかめ養殖業	1月1日から12月31日	水俣市明神町地先	水俣市

熊本県選挙管理委員会告示第 56 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づき、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 19 年 7 月 29 日執行参議院議員熊本県選出議員通常選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 43,314,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	橋田芳昭	所属党派	日本共産党	期 間	8月 8日から 3月10日まで	第2回分
出納責任者氏名	井芹 栄次					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 家	費 費	
日本共産党熊本県委員会	政党	1,002,254		屋 費	選挙事務所費	
				通 交	集合会場費	54,254
				印 刷	費 費	757,000
				広 告	費 費	191,000
				食 糧	費 費	
その他の寄附	0件	0		休 雑	費 費	
その他の収入		0				
今回計		1,002,254		今回計		1,002,254
前回計		1,854,021		前回計		1,854,021
総計		2,856,275		総計		2,856,275
報告書受理年月日	平成20年3月17日			第2回報告分		

熊会公告第 164 号

次のとおり警察職員の宿舍の用途に供するための住宅の賃貸人を募集します。

平成 20 年 4 月 2 日

熊本県警察本部長 横内 泉

1 募集の内容

- (1) 熊本県御船警察署職員宿舍の賃貸人
熊本県御船警察署までの通勤距離が2キロメートル未満の場所において、2LDK 形式で、かつ、募集説明書に示す条件の住宅 12 戸を賃貸できる者
- (2) 熊本県宇城警察署職員宿舍の賃貸人
熊本県宇城警察署までの通勤距離が2キロメートル未満の場所において、2LDK 形式で、かつ、募集説明書に示す条件の住宅 12 戸を賃貸できる者

2 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室住宅係
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 2268
- (2) 募集説明書及び申込書の交付
ア 期間
平成 20 年 4 月 2 日（水）から同年 4 月 15 日（火）までの県の休日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時までとする。
イ 場所
(1) の部局とする。
ウ 方法
無料で直接交付する。
- (3) 申込書等の受付
ア 期間
平成 20 年 4 月 16 日（水）から同年 5 月 9 日（金）までの県の休日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時までとする。
イ 場所
(1) の部局とする。
ウ 方法
直接

正 誤

平成20年3月24日付け熊本県公報第11672号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
9	22	同条中第2号を第3号	同条第2号を第3号
	54	同部天草教育事務所の項中	同郡天草教育事務所の項中

